

奈良県教育委員会

週報

第2368号

令和3年9月9日発行

目 次

(件 名)	(宛 先)	(主管課)	(頁)
奈良県立美術館特別展「生誕200周年記念 森川杜園展」の鑑賞について	各市町村教委教育長 各 学 校 長	企画管理室	1
第65回奈良県へき地教育研究振興大会山添村・奈良市大会の実施について	各市町村教委教育長 各 小 ・ 中 学 校 長 各 義 務 教 育 学 校 長 各 中 等 教 育 学 校 長 各 特 別 支 援 学 校 長	学校教育課	4
令和3年度産業教育に関する研究論文等の募集と表彰について	各市町村教委教育長 各 中 ・ 高 等 学 校 長 各 義 務 教 育 学 校 長 各 中 等 教 育 学 校 長 各 特 別 支 援 学 校 長	学校教育課	6
令和4年度奈良県立野外活動センターの利用申込み(団体)について	各市町村教委教育長 各 学 校 (園) 長 学校以外の各県立教育機関の長	人権・地域教育課	8
令和4(2022)年度「人権啓発ポスター・標語」の募集について	各市町村教委教育長 各 学 校 長	人権・地域教育課	11
令和3年秋の交通安全県民運動の推進について	各市町村教委教育長 各 学 校 (園) 長 学校以外の各県立教育機関の長	保健体育課	22
令和3年度奈良県中学校特別活動研究大会の開催について	各市町村教委教育長 各 中 学 校 長 各 義 務 教 育 学 校 長 各 中 等 教 育 学 校 長 各 特 別 支 援 学 校 長	教育研究所	26

(次の週報は、令和3年9月22日(水)発行の予定です。)

各市町村教委教育長 }
各 学 校 長 } 殿

奈良県教育委員会教育長

奈良県立美術館特別展「生誕200周年記念 森川杜園展」 の鑑賞について（通知）

このことについて、令和3年9月23日（木・祝）から奈良県立美術館で下記のとおり特別展が開催されますので、児童及び生徒の鑑賞について特段の御配慮をお願いします。

記

1 展覧会名

特別展 生誕200周年記念 森川杜園展

2 開催趣旨

奈良県出身の彫工・森川杜園（もりかわ・とえん 1820-1894）は、奈良の伝統工芸の一つ、奈良人形（一刀彫）の名手として知られている。明治期には正倉院宝物をはじめとする名宝の模写・模造にも取り組み、国内外の博覧会で受賞を重ねるなど、日本の彫刻史に確かな足跡を残した。生誕200周年を記念する本展では、杜園の妙技が発揮された代表作を展示し、その魅力溢れる造形世界を紹介する。

なお、本展では、「令和3年度国立博物館貸与促進事業」を活用し、国立博物館が所蔵する森川杜園の代表作などを借用し、公開する。

3 開催場所

奈良県立美術館

〒630-8213 奈良市登大路町10-6

TEL 0742-23-3968

FAX 0742-22-7032

テレホンサービス 0742-23-1700

ホームページ <http://www.pref.nara.jp/11842.htm>

4 会期等

会 期 令和3年9月23日（木・祝）～11月14日（日）

※ 一部の作品は会期中に展示替えあり。

前期：9月23日（木・祝）～10月17日（日）

後期：10月19日（火）～11月14日（日）

休 館 日 月曜日（ただし、11月1日及び11月8日は開館）

開館時間 午前9時～午後5時（入館は午後4時30分まで）

5 観覧料

一 般 800円

大・高生 600円

中・小生 400円

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、団体料金の設定はなし。

※ 次の方は無料

- (1) 身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方と介助の方1人
- (2) 外国人観光客（長期滞在者・留学生を含む。）と付添の観光ボランティアガイドの方

6 関連事業

- (1) 講演会「森川杜園とその芸術」

講師 堺女子短期大学名誉教授 浅井 允晶 氏

日時 令和3年10月31日（日）午後2時～（午後1時30分開場）

定員30名、要事前申込

- (2) 美術講座A「彫工から彫刻家へー森川杜園とその時代」（仮題）

講師 当館指導学芸員 松川 綾子

日時 令和3年10月10日（日）午後2時～（午後1時30分開場）

定員30名、要事前申込

- (3) 美術講座B「森川杜園とその前後ー江戸後期から明治時代の奈良人形師たち」（仮題）

講師 当館主任学芸員 飯島 礼子

日時 令和3年10月24日（日）午後2時～（午後1時30分開場）

定員30名、要事前申込

- (4) 当館学芸員によるギャラリートーク（作品解説）

日時 令和3年9月25日（土）、10月16日（土）、11月6日（土）

午後2時～（午後1時30分開場）

定員30名（先着）、事前申込不要

※ 関連事業の聴講には当日観覧券が必要

※ 講演会・美術講座の応募期間・申込方法等については、奈良県立美術館ホームページ (<http://www.pref.nara.jp/11842.htm>) に掲載される。

※ 新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、関連事業の内容等を変更する場合がある。

7 同時開催展示（入場無料）

連携展示「なら工芸館リニューアル記念～なら工芸歳時記～」

8月にリニューアルしたなら工芸館の収蔵品等を通じ、奈良の四季と工芸の美を紹介する。

また、連携企画として奈良一刀彫の実演展示を行う。

実演展示 令和3年10月2日（土）、10月3日（日）、10月10日（日）、

11月14日（日）

いずれも午後1時～午後4時30分

会 場 1階ギャラリー

各市町村教委教育長
各小・中学校長
各義務教育学校長
各中等教育学校長
各特別支援学校長

} 殿

奈良県教育委員会教育長

第65回奈良県へき地教育研究振興大会 山添村・奈良市大会の実施について(通知)

このことについて、標記大会は、新型コロナウイルス感染症対策等を踏まえて、下記のとおり、紙面発表による実施とします。関係者への周知についてよろしくお願ひします。

記

1 趣 旨

人間性豊かで、たくましく生きる子どもを育てる教育の実践について研究するとともに、へき地が直面する教育上の諸課題について研究協議し、へき地教育の充実と振興を図る。

2 主 催

奈良県教育委員会、奈良県へき地教育振興協議会、奈良県へき地・小規模校教育研究連盟、山添村教育委員会、奈良市教育委員会

3 大会主題

ふるさと大和高原に学び、誇りをもって夢と希望をかたり、未来を拓く子どもの育成

4 内 容

分科会	研究テーマ
第1分科会 山添村立やまぞえ小学校	一人一人の確かで豊かな成長を願って「きき合い、学び合う子どもの育成」

	～子どもの情報活用能力に着目した取組を通して～
第2分科会 山添村立山添中学校	主体的に学び、多様な問題を解決する生徒の育成 ～情報を活用した協働的な学びを通して～
第3分科会 奈良市立月ヶ瀬小学校PTA・ 奈良市立月ヶ瀬中学校PTA	ふるさとで心豊かに学び、新しい時代を切り拓く子どもたちの笑顔のために

※ 上記の研究及び実践についてまとめた大会研究紀要は、10月下旬に各市町村教育委員会に配布する予定です。

5 問合せ先

〒630-2344 奈良県山辺郡山添村大字大西151

山添村教育委員会事務局内

第65回奈良県へき地教育研究振興大会実行委員会事務局

TEL 0743-85-0049

各市町村教委教育長
各中・高等学校長
各義務教育学校長
各中等教育学校長
各特別支援学校長

} 殿

奈良県教育委員会教育長

令和3年度産業教育に関する研究論文等の 募集と表彰について（通知）

このことについて、下記のとおり実施しますので、教職員及び生徒に周知くださるようお願いいたします。

記

1 目的

県内中学校、義務教育学校後期課程、高等学校、中等教育学校、特別支援学校中・高等部の教職員及び生徒から産業教育に関する研究論文等を募集し、教職員の研究と実践活動の推進及び生徒の学習意欲の向上を図ることにより、本県産業教育の充実と振興に役立てる。

2 主催

奈良県教育委員会、奈良県産業教育振興会

3 研究論文等の内容

(1) 教職員の場合

産業教育推進の立場からの学校経営、学級経営、学習指導、生徒指導、人権教育等についての理論的、実践的研究とする。

(2) 生徒の場合

産業教育に関する学習内容を深めた実践的研究、製図・図案等の作品研究又は産業教育に関する生活体験等とする。

4 応募方法等

- (1) 研究論文等の応募については、個人又はグループを問わないが、未発表のものとする。
- (2) 分量は、「A4判400字詰め原稿用紙横書き10枚程度」又は「ワープロA4判(40字×25行)横書き4枚程度」とする。(写真や図案等は、別添とする。)
- (3) 応募については、校長の推薦書を添付すること。推薦書の様式は問わない。
- (4) 提出された論文は返却しない。

5 提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和3年11月19日(金)

(2) 提出先

〒630-8502 奈良市登大路町30

奈良県教育委員会事務局学校教育課高校教育第二係 産業教育担当

TEL 0742-27-9853

6 審査及び表彰

提出された研究論文等について審査の上、奈良県産業教育振興会が表彰する。

各市町村教委教育長
各学校（園）長
学校以外の各県立教育機関の長 } 殿

奈良県教育委員会教育長

令和4年度奈良県立野外活動センターの 利用申込み（団体）について（通知）

このことについて、下記により受け付けますので、関係者への周知についてよろしくお願ひします。

記

1 利用対象者

- (1) 保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の幼児・児童・生徒並びに短期大学、大学及び専門学校の学生の団体
- (2) 社会教育団体
- (3) 勤労青少年の健全育成を目的とする団体
- (4) 企業等の研修を行う機関・団体
- (5) 青少年指導者育成の講習会及び研修会等を行う団体
- (6) その他、県立野外活動センター（以下「センター」という。）所長が認めたもの

2 申込方法

所定の「利用申込書」に必要事項を記入の上、申込期間中、電子メール、郵送、FAX又は持参にて提出すること。ただし、承認決定日以降においても、施設に余裕があれば、申込みは随時受け付ける。その場合は、原則として利用承認は「利用申込書」の先着順となるので、あらかじめ利用の可否を電話で問い合わせの上、申し込むこと。

なお、「利用申込書」以外での申込みは不可

(「利用申込書」の入手方法)

センターホームページ (<http://www.pref.nara.jp/31607.htm>) から入手すること。

また、「利用申込書」については、郵送、FAX及びセンターでの直接配布も行っている。

3 利用申込期間及び承認決定日等

利用期間	申込期間	承認決定日	事前打合せ日
令和4年4月1日 ～令和5年3月31日	令和3年10月1日 ～令和3年10月31日	令和3年 12月1日以降	センターから連絡

※ 利用希望日の申込人数が定員を超える場合は、学校団体、県内団体を優先する。

4 利用申込書の記入方法

(1) 利用希望日及び宿泊希望施設

ア 利用申込にあたっては、センターのホームページの「利用団体受入れ日表」を参照すること。

イ 利用希望日及び宿泊希望施設は全て記入すること。未記入の場合は受付不可

ウ 以下にあげる日は利用希望が集中するため、利用を希望する3通りの日程パターン全てにこの日を含んでいる場合、再度利用申込書の提出を依頼する場合がありますので、あらかじめ他の日程を検討しておくこと。

利用希望の集中が予想される日

5月12日、19日、26日、6月2日、9日（いずれも木曜日）

7月2日、9日、16日、23日、30日、8月6日、13日、20日、27日（いずれも土曜日）

(2) 活動計画（プログラム）

ア 諸活動は団体が主体的に実施すること。

イ 入退所は、原則として9時～16時までの間とする。

ウ 団体は、以下に示したセンターの標準生活時間を参考に計画を立てること。未記入の場合は、希望日時や活動場所が取れず、活動に支障が生じることがあるので、必ず記入すること。

6:00 6:30 7:00 7:30 9:00 12:00 13:30 16:30 17:00 21:30 22:00

起 床	朝 の 集 い (独 自)	清 掃 (荷 物 移 動)	朝 食	午 前 の 活 動	昼 食	午 後 の 活 動	代 表 者 打 合 せ	夜間の活動		就 寝 準 備	就 寝
								夕 食			
シャワー											

エ 午前・午後及び夜間の活動は、具体的なプログラムを必ず記入すること。

オ 団体の活動は原則 2 2 時に終了すること。

カ 食事については、自炊もしくは弁当等のいずれかを明記すること。

なお、自炊材料・弁当等については業者を斡旋する。

キ 初めての利用希望団体は事前に施設見学が必要となるため、希望の日時を連絡すること。

(3) 施設使用料

施設使用料は無料（ただし、シーツのレンタル代等の実費分は有料）

5 宿泊定員

施設名	最大収容人数
木造ロッジ（バードロッジ）	32人（8人×4棟）
（マウントロッジ）	72人（9人×8棟）
第1サイト（常設テント）	68人（6人×3張、10人×5張）
（木造大型ロッジ）	50人（50人×1棟）
第2サイト（常設テント）	70人（6人×5張、10人×4張）
第3サイト（ログハウス）	60人（6人×10棟）
計	352人

※ テントサイトは床（すのこ）付き

6 利用承認と事前打合せ

(1) 利用承認

申込期間中に受け付けた全ての団体に対して、利用日や利用場所をプログラム調整の上決定し、通知する。なお、承認決定日以降の利用申込団体については、先着順に承認し通知する。ただし、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大により、利用を遠慮頂く場合がある。その際はセンターから通知する。

(2) 合同事前打合せ

利用承認を受けた団体については、事前打合せを実施する。日程は利用日の前月上旬とし、詳細についてはセンターから通知する。

7 「利用申込書」提出先

〒632-0231 奈良市都祁吐山町2040番地

県立野外活動センター 総務・活動支援係

TEL 0743-82-0508

FAX 0743-82-2026

URL <http://www.pref.nara.jp/31607.htm>

各市町村教委教育長 }
各 学 校 長 } 殿

奈良県教育委員会教育長

令和4（2022）年度「人権啓発ポスター・標語」 の募集について（通知）

このことについて、下記のとおり募集しますので、多数応募されますようよろしくお願いいたします。

記

1 趣 旨

すべての人々が人権尊重の精神を当たり前の社会意識として身につけ行動し、人権を基本とした人間関係が広く社会に根付く「豊かな人権文化の創造」をめざして、県民の人権意識の高揚を図るため、12月の「人権週間」に向けて、人権啓発ポスター及び標語を募集する。

2 主 催

奈良県、奈良県教育委員会、各市町村、各市町村教育委員会

3 募集内容

「部落差別」、「女性」、「子ども」、「高齢者」、「障害のある人」、「生活困窮にある人」、「ひきこもり状態にある人」、「性的マイノリティ」、「ハンセン病患者等」、「刑を終えて出所した人」、「犯罪被害者等」、「アイヌの人々」、「外国人」、「北朝鮮当局による拉致被害者等」、「インターネットによる人権侵害」、「ハラスメント」、「災害時における人権」などにかかわる人権問題の解決への取組や人権尊重の重要性を訴え、人権意識の高揚を図る内容とする。

4 応募対象

奈良県内に在住、在学又は在勤している小学生以上の方

5 応募方法

(1) ポスター

- ア 大きさは画用紙四つ切り（約39センチ×54センチ）とする。
- イ 画材は自由とする。
- ウ ポスター用名札に下記(3)の必要事項を明記し、作品の裏中央部に貼り付けること。
- エ 持参又は郵送で応募すること。

(2) 標語

- ア 規格指定はない。
- イ 下記(3)の必要事項を明記すること。
- ウ 郵送又はFAXで応募すること。

(3) 必要事項

- ア 小・中学生及び高校生は、市町村名（国立大学法人附属学校、県立学校、私立学校等の児童・生徒を除く。）、学校名、学年及び名前（ふりがな）

※ いずれも作品作成時で明記すること。

- イ 一般の方は、名前（ふりがな）、住所、年齢、電話及びFAX番号。なお、ポスターにおいては、返却方法もあわせて記載すること。

(4) 応募点数

一人当たりポスター・標語それぞれ10点以内とする。

6 作品の提出先及び締切日等

応募者区分	作品提出先	締切日
市町村立学校の児童・生徒	市町村の教育委員会又は人権啓発主管課	作品提出先の市町村で別途定められた日
市町村立以外の学校の児童・生徒及び一般の方	奈良県文化・教育・くらし創造部人権施策課	令和4（2022）年6月24日（金）

7 小・中学生、高校生作品の予備審査

市町村立学校の児童・生徒の作品は各市町村で、市町村立以外の学校（国立大学法人附属学校、県立学校、私立学校等）の児童・生徒の作品は各学校で、以下の基準に従って予備審査を行うこと。

なお、県提出分以外の作品は、各市町村、各学校において展示等に活用すること。

(1) 県への提出基準

ア ポスター

審査区分	応募点数	県提出点数
小学校 低学年	50点未満	1点
	50～299点	2点
	300～499点	3点

	500点以上	総数の1% (小数点以下切り捨て)
小学校 中学年	50点未満	1点
	50～299点	2点
	300～499点	3点
	500点以上	総数の1% (小数点以下切り捨て)
小学校 高学年	50点未満	1点
	50～299点	2点
	300～499点	3点
	500点以上	総数の1% (小数点以下切り捨て)
中学校	50点未満	1点
	50～299点	2点
	300～499点	3点
	500点以上	総数の1% (小数点以下切り捨て)
高等学校	50点未満	2点
	50～99点	3点
	100～499点	4点
	500点以上	総数の1% (小数点以下切り捨て)

イ 標語

審査区分	応募点数	県提出点数
小学校・中学校・高等学校ごとにそれぞれの全応募点数から右の基準で選考	50点未満	2点
	50～199点	6点
	200～299点	8点
	300～499点	10点
	500点以上	12点

(2) 県へ提出する書類等

ア 予備審査によって選考された作品

イ 応募状況報告書及び県提出者名簿

- ・市町村教育委員会又は人権啓発主管課・・・様式1-1、1-2、1-3
- ・市町村立以外の学校・・・様式2

ウ ポスター用名札（作品の裏中央部に貼付する）・・・様式3

（様式1～3は、奈良県人権施策課ウェブサイトからダウンロードできる。）

(3) 県への提出締切り

令和4(2022)年6月24日(金) 17:00必着

8 審査

県関係課及び人権教育研究団体等の代表で構成する審査委員会により審査を行う。県へ提出された作品の中から、ポスターについては、①小学校低学年、②同中学年、③同高学年、④中学校、⑤高等学校・一般のそれぞれの区分ごとに審査を行い、計30点の作品を、標語については、①小学校、②中学校、③高等学校・一般の区分ごとに審査を行い、計10点の作品を入選作品として選考する。

審査結果は、令和4(2022)年9月末までに通知する。

なお、市町村立学校の児童・生徒については各市町村を經由して学校長へ、市町村立以外の学校の児童・生徒については直接学校長へ、一般の方については直接本人へ通知する。(ただし、入選作品として選考された作者に限る。)

審査結果の問合せには対応しない。

9 発表

発表は、奈良県人権施策課ウェブサイトにおいて行う。なお、発表にあたっては、作品作成時の学校名、学年とする。

10 記念品

応募者全員に記念品を贈る。

市町村立学校の児童・生徒については各市町村を經由して学校長へ、市町村立以外の学校の児童・生徒については直接学校長へ、一般の方については直接本人へ送付する。

11 作品及び個人情報の取扱い

(1) 応募作品は、自作で未発表のものに限り、著作権は主催者に帰属するものとする。

ア 啓発品、広報誌、カレンダーその他いかなる媒体においてであっても、令和4(2022)年度人権啓発ポスター・標語の結果が発表されるまでに活用された作品は、全て発表済みとする。

イ 入選作品として選定された作品を活用する場合は、奈良県人権施策課に事前に連絡し、活用した媒体を1部提供すること。

(2) 公序良俗その他法令の定め反するもの、誹謗中傷を含むもの、第三者の権利を侵害しているものは審査の対象外になる。また、入選作品選定後であっても、その旨判明した場合、採用は無効となる。

(3) 県提出のポスター作品は、全て返却する。(入選作品は年度末に、それ以外の作品は審査終了後に返却する。)

(4) 入選作品については、人権啓発イベント等において展示するとともに、市町村及び市

町村立学校等へ貸出しを行う。また、啓発資料・広報紙（誌）、奈良県人権施策課ウェブサイト等に掲載する。

(5) 応募時に記入いただいた名前等の個人情報は、審査・発表・展示・記念品送付のみに使用する。

(6) 入選作品の発表にあたり、匿名での発表を希望する場合は、県への提出時にその旨を伝えるものとする。

12 問合せ先及び県提出先

〒630-8501 奈良県文化・教育・くらし創造部人権施策課啓発推進係

(この郵便個別番号を明記の場合は、住所「奈良市登大路町30番地」の省略可能)

TEL 0742-27-8719 (直通)

FAX 0742-27-8721

奈良県人権施策課ウェブサイト：<https://www.pref.nara.jp/1657.htm>

令和4(2022)年度「人権啓発ポスター・標語」応募状況報告書

様式1-1(市町村用)

市町村名		担当課名		担当者名	
TEL	(内線)		FAX		
e-mail					
記念品等送付先	(〒)				

1. 応募状況 (学校別)

No.	学 校 名	ポスター応募数等		標語応募数等		備 考
1		人	点	人	点	
2		人	点	人	点	
3		人	点	人	点	
4		人	点	人	点	
5		人	点	人	点	
6		人	点	人	点	
7		人	点	人	点	
8		人	点	人	点	
9		人	点	人	点	
10		人	点	人	点	
計		人	点	人	点	

2. 応募内訳 (区分別)

		ポ ス タ ー				標 語			
		応募総人数・作品点数		県提出人数・作品点数		応募総人数・作品点数		県提出人数・作品点数	
小 学 生	低学年	人	点	人	点	人	点	人	点
	中学年	人	点	人	点				
	高学年	人	点	人	点				
中学生		人	点	人	点	人	点	人	点
高校生		人	点	人	点	人	点	人	点
計		人	点	人	点	人	点	人	点

※ 応募校が記入しきれない場合は、行を追加すること。

※ 県への作品提出者については、「県提出者名簿」(様式1-2、1-3)に記入し、提出すること。

令和4(2022)年度「人権啓発ポスター」県提出者名簿

様式1-2(市町村用)

市町村名		担当課名	
担当者名			
TEL	(内線)	FAX	

※ 学年は、作品作成時のものを記入すること。

No.	児童・生徒名(ふりがな)	学校名	学年
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

令和4(2022)年度「人権啓発標語」県提出者名簿

様式1-3(市町村用)

市町村名		担当課名	
担当者名			
TEL	(内線)	FAX	

※ 学年は、作品作成時のものを記入すること。

No.	児童・生徒名(ふりがな)	学校名	学年	標語作品
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

令和4(2022)年度「人権啓発ポスター・標語」応募状況報告書

様式2(市町村立以外の学校用)

学校名	
担当者名	
TEL	
FAX	
e-mail	
記念品等 送付先	(〒)

ポスター		標語	
応募総数		応募総数	
人	点	人	点
県提出人数・作品点数		県提出人数・作品点数	
人	点	人	点

○ ポスター

No.	児童・生徒名(ふりがな)	学年
1		
2		
3		
4		
5		

○ 標語

No.	児童・生徒名(ふりがな)	学年	標語作品
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

※ 学年は、作品作成時のものを記入すること。

ポスター用名札(学校用)

市町村名			
学校名		学年 (作成時)	
ふりがな			
名前			
作成の 意図・ 背景等			

ポスター用名札(学校用)

市町村名			
学校名		学年 (作成時)	
ふりがな			
名前			
作成の 意図・ 背景等			

ポスター用名札(一般用)

様式3

ふりがな		年齢	
名前			
住所	〒		
電話			
FAX			
作成の 意図・ 背景等			
返却方法 (必須)	着払いによる郵送 県人権施策課における返却 その他()		

各市町村教委教育長
各学校（園）長
学校以外の各県立教育機関の長

} 殿

奈良県教育委員会教育長

令和3年秋の交通安全県民運動の推進について（通知）

令和3年秋の交通安全県民運動は、「令和3年秋の交通安全県民運動奈良県実施要綱」により、スローガン「交通事故のない やすらぎの 大和路づくり ～大和の交通マナーを高めよう～」のもと、9月21日（火）から9月30日（木）までの10日間実施されることとなりました。

今回の運動は、「子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保」、「夕暮れ時と夜間の事故防止と歩行者等の保護など安全運転意識の向上」、「自転車の安全確保と交通ルール遵守の徹底」、「飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶」、「二輪車、原付車の交通事故防止」（奈良県重点）を運動の重点としています。

また、運動期間中の9月30日（木）は、「交通事故死ゼロを目指す日」（全国一斉）とされたことから、その趣旨を踏まえ、交通安全に対する更なる意識の向上に努めるようお願いします。

については、下記の事項に留意の上、これらの運動を強力に推進し、警察等と連携した各学校等における交通安全教育の一層の充実を図るようお願いします。

記

1 児童生徒等に対する交通安全教育の推進

（1）交通安全教育の推進

ア 学校においては、体育科・保健体育科や特別活動はもとより、各教科等においてもその特質に応じて安全に関する指導を行うよう努めることにより、学校の教育活動全体を通じた計画的な指導を充実させること。また、児童会・生徒会活動等における自主的な交通安全活動を助長するように配慮し、児童生徒の交通安全に対する関心や意識を高めること。特に交通混雑や視認性の低下など、夕暮れ時と夜間の危険性を踏まえ、反射材用品・明るい目立つ色の服装等の着用効果などを認識させる交通安全教育を図ること。

その際、歩行中児童の交通事故の特徴（飛び出しによる死亡・重傷事故が多いなど）について理解させたり、高齢者などの世代が違う人々と児童生徒が共に交通安全教育を受ける場を設けるなど、世代間交流にも配慮することとし、歩行者の交通ルール遵守の徹底を図ること。

また、障害のある幼児児童生徒については、個々の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等、並びに、地域の実態に十分配慮すること。

イ 学校における交通安全指導については、「学校安全資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」、リーフレット「クイズで まなぼう！たいせつないのちとあんぜん」（いずれも文部科学省作成）などを活用し、指導の充実を図ること。（参考：学校安全ポータルサイト<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/>）

特に、幼稚園、幼保連携型認定こども園及び小学校においては、幼児等が交差点で信号待ちをしている際の注意の払い方、道路の歩行と横断の仕方、路上遊戯の危険と安全な遊び方などについて繰り返し指導を行い、安全な行動が身に付くように努めること。

ウ 学校においては、帰宅後においても学校で指導したことが正しく守られ、実践されるよう家庭との連携に努めること。特に小学校1年生に対しては、学校から今春配布されているリーフレット「クイズでまなぼう！たいせつないのちとあんぜん」を活用し、登下校時の安全について保護者と児童が話し合う機会を継続的に設けられるよう努めること。

エ 幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校等においては、PTA、地域子ども会、関係機関・団体等の協力を得て、児童生徒等と保護者が一緒に学ぶ交通安全教室等を開催し、踏切や道路における安全な通行方法などについて具体的に理解させること。また、保護者に対しては、運転者には歩行者保護の観点から横断歩道手前での減速義務と横断歩道における歩行者優先義務があることや飲酒運転、妨害運転（いわゆる「あおり運転」）等の悪質・危険な運転による悲惨な交通事故が依然として社会問題になっていること等を周知すること。

（2）安全な道路交通環境づくりの促進

ア 教育委員会においては、今年6月に発生した千葉県八街市における下校中の児童が死亡する交通事故（以下「八街市事故」という）を受け、通学路の交通安全の確保のため、各市町村で策定されている通学路交通安全プログラム等に基づく取組を改めて推進し、地域において学校、警察、道路管理者等の関係機関が密接に連携し、地域ぐるみで子供の安全を見守る体制を構築すること。

また、同プログラムに基づく通学路の点検に当たっては、子供の視点に配慮するとともに、見通しのよい道路や幹線道路の抜け道になっている道路など車の速度が上がりやすい箇所や大型車の進入が多い箇所などの八街市事故の観点も踏まえるなどした上で、地域の

実情を考慮して行うこと。把握した危険箇所については、警察や道路管理者と連携を取り、道路交通安全環境の整備を図りつつ通学路の交通安全確保に努めること。

イ 教育委員会においては、路上遊戯等による交通事故の防止対策の一環として、校庭、学校体育施設、社会体育施設等の開放を行うなど、地域全体で児童生徒等の活動の場の確保に努めること。

その際、不審者などの侵入防止に必要な措置を講ずるなど、児童生徒等の安全管理に配慮をすること。

ウ 学校の周囲における交通安全対策を推進するため、教育委員会、幼稚園、幼保連携型認定こども園及び小学校においてはスクール・ゾーンの設定を推進するとともに、地域の警察等と協力して、スクール・ゾーン内における歩行者用道路の拡大や自動車の交通規制の強化等を促進し、当該地域内における児童生徒等の交通事故防止を積極的に推進すること。

エ 幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校等においては、通学路等の交通安全総点検・安全マップの作成等を実施し、児童生徒等の目線による通学路等における交通上の危険箇所の把握と解消に努めること。

その際、交通安全の観点のみならず、登下校時の児童生徒等の犯罪被害防止にも配慮すること。

(3) 自転車、原動機付自転車及び自動二輪車等の安全な利用

ア 自転車の安全な利用については、「自転車安全利用五則」（平成19年7月10日付け中央交通安全対策会議交通対策本部決定）を活用し、小学校、中学校及び高等学校において、自転車安全教室の開催等により、夕暮れ時と夜間における反射材用品等の着用の促進、前照灯の点灯の徹底、点検整備について指導するほか、自転車の安全な利用や正しい駐輪の仕方などの周知を図り、登下校時の安全かつ正しい走行及び交通ルールの遵守に関し、児童生徒が自主的に安全な行動ができるように指導すること。特に、車道の左側通行等自転車の通行方法の指導、歩道通行時における歩行者の優先、二人乗り及び並進の禁止、傘差し、スマートフォン使用、イヤホン使用等の危険性の周知徹底を図ること。

イ 自転車の利用者が加害者となる交通死亡事故や高額賠償事案の発生等を踏まえ、機会を捉えて、児童生徒の保護者等に対する各種保険制度の周知に努めること。また、「奈良県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」についても周知すること。

ウ 原動機付自転車及び自動二輪車等の利用については、高等学校において、保健体育科及びホームルーム活動を中心とした交通安全教育を一層充実させるとともに、原動機付自転車・自動二輪車による事故の防止及び無謀運転の追放のため課外指導等の充実を図り、家庭、関係機関・団体等との連携の下に、適切な指導に努めること。また、多くの高校生が近い将来、自動車運転免許を取得する現状に鑑み、運転免許を取得する以前から、交通事

故（飲酒運転・無免許運転・危険ドラッグを使用した上での運転、あおり運転などの悪質性・危険性が高い運転を含む。）の責任等を理解させ、運転者として備えておくべき安全意識を醸成する教育を行い、これを基礎として、免許取得時の教育とあいまって、運転者に必要な資質の涵養を図ること。

（４） シートベルトの正しい使用及びヘルメットの着用の徹底等

ア 児童生徒・保護者に対し、後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルト着用義務の周知及び着用の徹底を図ること。

イ 幼児児童に対し、自転車乗車時における乗車用ヘルメット着用を徹底するとともに、中学生・高校生に対しても、自転車乗車時における乗車用ヘルメットの着用を促進すること。

ウ 保護者に対し、チャイルドシートの使用及び幼児二人同乗用自転車の安全利用並びに幼児児童の自転車乗車時における乗車用ヘルメット着用に関する正しい理解を促進すること。

2 大学生等に対する交通安全教育の推進

大学、高等専門学校等においては、交通ルールの遵守と交通マナーの習得・向上を図るため、学生の自転車や二輪車・自動車の事故・利用等の実態に応じ、警察等の関係機関・団体等と連携し、交通安全指導の一層の充実を図ること。

3 高齢者等に対する交通安全教育の推進

地域においては、生涯にわたる交通安全教育の推進を図る観点から、高齢者及び青少年・成人を対象とした学級・講座等における学習活動、青少年団体、女性団体、PTA等の社会教育関係団体による実践活動並びに社会教育施設における事業などを通して、地域住民の交通安全に関する学習を奨励すること。

特に、交通事故死亡者数全体に占める高齢者の割合が高いこと及び高齢運転者による重大交通事故の発生などの情勢を踏まえ、高齢者に対し、参加・体験・実践型の交通安全に関する学習の促進を図るように努めること。また、高齢運転者に対する加齢等に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響などの安全教育及び広報啓発や、運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発等にも努めること。

各市町村教委教育長
各中学校長
各義務教育学校長
各中等教育学校長
各特別支援学校長

} 殿

奈良県教育委員会教育長

令和3年度奈良県中学校特別活動研究大会の 開催について（通知）

このことについて、下記のとおり開催しますので、関係職員の参加についてよろしくお願ひします。

記

1 趣 旨

生徒・学校・地域の実態に即した特別活動の在り方について研究発表及び協議を行い、特別活動の現状と課題を明らかにするとともに、本県における特別活動の充実と振興に役立てる。

2 主 催

奈良県教育委員会、奈良県中学校教科等研究会特別活動部会

3 後 援

十津川村教育委員会

4 期 日

令和3年10月28日（木）

5 実施方法

Google Workspace for Educationによるオンライン実施

6 参加対象者

県内中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中学部の教員

7 研究主題

「生徒の自主的・主体的な態度を育てる特別活動」（コロナ禍における特別活動の取組）

8 内容等

(1) 日程

13:00-13:15	13:15-14:30	14:30-16:10	16:10-16:40
開会行事 基調提案	《第Ⅰ部》 会場校実践発表／質疑応答	《第Ⅱ部》 実践報告／質疑応答・研究協議	指導助言 閉会行事

(2) 会場校実践発表

「生徒会が主体となって取り組む、学年や中高の枠を超えた集団活動の実践」

十津川村立十津川中学校 教諭 田中 裕文

(3) 実践報告

「コロナ禍における特別活動」

高取町立高取中学校 教諭 峠谷 彩奈

「コロナ禍でのなかまづくり」

大淀町立大淀中学校 教諭 小濱 友香

「生徒指導の視点から考える特別活動」

葛城市立白鳳中学校 教諭 山田 雅幸

(4) 指導助言

県立教育研究所教育支援部支援係 指導主事 隅岡 寛延

9 申込方法

下記URLもしくはQRコードを用いて、令和3年10月13日（水）までに申込みフォームに入力し、送信すること。

【参加申込フォームURL】 <https://forms.gle/eDd5HDoHieRSKPrXA>



10 その他

(1) 参加申込者宛てに、Google Meetのリンク及び大会資料を送信する。

(2) 研修内容の録画・録音等、著作権を侵害する行為は禁止とする。

(3) 本研修に関する問合せについては、下記宛てに連絡すること。

橿原市立光陽中学校 教諭 堀川宜篤

TEL 0744-27-1241